

鈴木祐司家文書

(採訪時住所 千葉県安房郡太海町)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1	正徳 2	1712	辰		11		烟質物手形之事（烟1枚質入、金子7両2分につき）	岡波太村 烟壳方 請人 太郎 三郎印, 名主 次郎左衛門印, 組頭 武兵衛印, 他2名	浜波太村 半右衛門殿, 善右衛門殿, 惣御百姓中	豎紙	1	奥書, 奥印あり	11
2	享保 8	1723	卯		9	12	譲り申烟證文之事（烟壳渡證文、金7両2分、大波にて庄五郎殿屋敷破壊につき）	地主 藤重郎印, 請人 善五郎印, 證人 善右衛門印, 他2名	庄五郎殿	豎紙	1		12
3	天明 8	1788	さる		2		譲渡申證文之事（屋敷、山等譲渡につき）	譲主 源重郎印, 證人 彦左衛門印	加免方へ	豎紙	1		13
4 1	寛政 1	1789	酉		8		差上申済口證文之事（鰯網、入会鰯網、船役永訴訟済口）	伊達摂津守支配所 房州長狹郡岡波太村 名主訴讼人 又兵衛, 大岡丹後守領分 同國同郡浜波太村 拾人惣代 名主相手 長兵衛	御評定所	継紙	1		9 1
4 2			寅		8	29	(評定所出頭命令達の写)	紀伊御判, 山城, 伊賀, 主計御判, 伊予御判, 備後御判, 左近判, 周防判, 右近判, 伯耆判		切継紙	1	前欠	9 2
5	天保 4	1833	己		11		差上申一札之事（鮨商売違約につき詫証文）	当人 太郎兵衛印, 判頭 清九郎印	百姓代 治郎左衛門殿	豎紙	1		25
6 1	天保 5	1834	午		12		差上申御極印証文之事（海上働船極印許可願）	大岡主膳正領分 御代官, 房州長サ郡浜波太村 船主 三兵衛, 組頭 二郎左衛門, 名主 藤左衛門	川船 御役所	切継紙	1		26 1
6 2	天保 5	1834	午		12		海上働船 壱艘（極印許可願）	大岡主膳正領分 御代官, 房州長サ郡浜波太村 船主 願人 三兵衛, 組頭 二郎兵衛, 名主 善左衛門	川船 御役所	豎紙	1		26 2
7	天保 6	1835	未		3		午御年貢皆済目録（納合永29貫666文1分、皆済につき小手形引替一式目録）	藤平弓次印, 富田繁之助印, 坂井清次印, 中神鍾太郎印, 他2名	右村 名主, 組頭, 惣百姓	継紙	1	裏印（継目）あり	17
8	天保10	1839	亥		3		乍恐以書付奉願上候（余瀬町組頭清六、老衰に付、退役仕度儀につき）			豎紙	1	切封あり	18

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
9	天保12	1841	丑		5		相渡申質地手形之事（10年季、金8両につき）	地主 五三郎、請人 長太郎	治郎左衛門殿	豎紙	1		14
10	天保15	1844	辰		12	16	差入申一札之事（難船荷物陸揚上げ請取につき）	船主 久兵衛 <small>印</small> 、親類代 甚兵衛 <small>印</small> 、組合 吉藏 <small>印</small> 、余瀬町組頭 清兵衛 <small>印</small>	浜波太村 御役人衆中様	豎紙	1		1
11	嘉永 2	1849	酉		2		奉公人請状之事（枡勝蔵12歳、10ヵ年季奉公書入）	前原町 人主 傳三郎 <small>印</small> 、当村善右衛門 <small>印</small>	治郎左衛門殿	豎紙	1		15
12	嘉永 4	1851	亥		10	5	差入申一札之事（難船荷物陸上げ請取につき）	浜荻村 船主 八郎左衛門 <small>印</small> 、荷主惣代 伊兵衛 <small>印</small> 、同 文吉 <small>印</small> 、天津村 荷主惣代 庄八 <small>印</small> 、名主 七郎左衛門出府付代兼組頭 七右衛門 <small>印</small>	浜波太村 御役人衆中	切継紙	1	裏印（継目あり）	2
13	嘉永 5	1852	子		8	10	口書一札之事（船遭難一件につき）	上総国桜井村 直乗船頭 喜惣、当国磯村 宿 八五郎 <small>印</small>	浜波太 御村役人衆中様	切継紙	1		3
14	嘉永 5	1852	子		8	11	口書一札之事（7人乗船長狭郡前里町における船遭難一件につき上申）	同国朝夷郡白間津村 船主直船頭 勘十郎（押印）、長狭郡磯村 宿 伝次郎 <small>印</small>	浜波太村 御役人衆中	切継紙	1		4
15 1	嘉永 6	1853	丑		4		差上申一札之事（金2分、御改金拝借仕候につき借用證文）	前原 小屋頭 喜八 <small>印</small>	浜波太村 治郎左衛門様	豎紙	1		22 3
15 2	安政 3	1856	辰		8		差上申一札之事（金1分、御改金拝借につき借用證文）	横渚村 小屋頭 喜八 <small>印</small>	浜波太村 旦那様	豎紙	1		22 1
15 3	安政 6	1859	未		12		差上申一札之事（金1分、拝借につき借用證文）	横渚村 小屋頭 喜八 <small>印</small>	浜波太村 旦那様	豎紙	1		22 2
16	安政 3	1856	辰		5	2	引取一札之事（難船溺死骸引取につき）	上総國 松部郡 名主代 八十吉、船主 新兵衛、親類惣代 吉兵衛	浜波太村 御役人衆中	切継紙	1		5

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
17	安政 4	1857	己		6	8	差入申一札之事（海難溺死人、小漁船1艘等、引取につき）	銚子飯沼村 新納屋 船主 平七、親類 文七⑩	浜波太村 御役人衆中	継紙	1	裏判あり	6
18	安政 4	1857	己		6	18	引取申一札之事（船遭難、溺死体引取につき）	天津村 人主 長八、親類 長七、村役人代兼 組頭 卯八⑩	浜波太村 御役人衆中	継紙	1	裏判（継目）あり	7
19 1					3	20	覚（南京米1升、御借し下されたく）	西七	次郎左衛門様	切紙	1		27 1
19 2					3	22	覚（南京米44貫800目、差上申候につき）	山ノ 次郎左衛門	山口庄兵衛殿	切紙	1		27 2
19 3			午		7		覚（舶來の白砂糖1俵、弁上代金600両請取につき）	荷主惣代 要助⑩	浜波太村 村役人中様	豎紙	1		27 3
20							乍恐以書付奉申上候（入会村岡波太村・浜波太村、漁場相論につき訴訟）	竹垣三右衛門 御支配所 安房國長狹郡岡波太村 訴訟人 名主 四郎左衛門、与頭 原兵衛	御奉行所	切継紙	1	奥書あり	10
21							壳渡烟證文之事（我等垣之内字小竹、下畠6歩、譲渡につき）			切紙	1		16
22							(田書上 「田壹畝貳拾弐歩 松本太七」とあり)			切紙	1		23
23							(道路図)			豎紙	1		24
24	明治 6	1873	癸酉		3	14	押送船取調書上帳鑑札御引替願 第二十三区 長狹郡 浜波太村（鑑札改め）	右村 副戸長 磯崎治平⑩、村用掛 鈴木清九郎⑩	木更津縣権令 柴原和殿	縦帳	1	表紙裏に「宿岩村文助」とあり	8
25	明治 6	1873			6		御受書（宮野下村副戸長拝命につき）	第二十三区 宮野下村 副戸長 鎌田宗三郎⑩	木更津縣権令 柴原和殿	豎紙	1		19

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
26	明治 6	1873			6		(長狭郡浜波太村副戸長辞令)	木更津縣	鈴木山治	単票	1		20
27	明治 9	1876			12	18	(波太学校へ、金5円寄附につき賞状)	千葉県印	安房國長狭郡浜波太村 鈴木山治	単票	1		21
28	昭和24	1949			12	4	(祭魚洞書屋収蔵古文書封筒)			封筒	1		28

解題 鈴木祐司家文書

史料の概要と特色

今回公刊の「鈴木祐司家文書」は、昭和 24 (1949) 年、水産庁の委託により財団法人時代の日本常民文化研究所（アチックミューゼアム）が全国の漁村史料を調査・収集した時のものである。昭和 25 (1950) 年『漁業制度資料目録』第 1 集によると、「1949 年 12 月 4 日採訪、寄贈（水産庁水産資料館）」と記録されているもので、現在は、独立行政法人水産総合センター中央水産研究所に所蔵されている。

水産資料館時代の旧整理、昭和 49 (1974) 年～昭和 54 (1979) 年において総点数 27 点（袋）に整理され保管されてきたが、今回の再整理、調査の結果、総点数 34 点（袋）となった。この数字（点数）の相違は、単に整理の仕方による結果であって、旧整理以後の所蔵文書の移動はなかったと考えられる。これらの文書は、他の文書類と同様の茶箱に収納され、整理番号（1～27）が付された封筒の中に保管されていた。今回の再整理に際しては、この旧整理番号に基本的には従い必要に応じ枝番号を付した。

この文書の採訪時の住所は、千葉県安房郡太海村と記録されている。かとうみむら 太海村は、明治 22 (1889) 年～昭和 30 (1955) 年の自治体名である。はじめは長狭郡に属していたが、明治 30 年から安房郡に属すことになる。江戸期における近隣の村々、あまつら 天面、にしやま 西山、おかなんぶと 岡波太、はまなぶと 浜波太、たゆうざき 太夫崎、よしうら 吉浦の六ヶ村が合併して明治 22 (1889) 年太海村が成立した。この時、旧村名は大字となって残った。後に浜波太は昭和 30 (1955) 年に江見町の大字名、同 46 (1971) 年からは鴨川市太海浜と改名し現在に至っている。

浜波太は、地理的には房総半島の外房（太平洋側）に位置し、江戸期からその名（安房国長狭郡浜波太村）がみえる漁村であった。気候は温暖で岩礁や磯根が多く多種の魚類に恵まれた海辺の村であった。特に地先の海は磯根資源が豊富であり、鮑、さざえ、とこぶし、蝦、ひじき、若布などの産地として知られる。また、いわし 鰯、ぶり 鮎、鰹、鮪、かじき、わらさ、鰯、鰆、鰐、秋刀魚なども漁獲されている。

ところで、千葉県の漁業は、江戸初期に漸く漁業としての形態を整えはじめたとされ、安房の漁業（はちだあみ 八手網漁業、長網、棒受網、曳網、釣綱など）は紀州漁民の漁法に負うものであったとされる。

房総半島沿岸には、近世を通じ江戸日本橋の魚市場に、直接魚荷を船（押送り船）で運ぶ浜方集落が点在していたとされるが、浜波太もそのような集落の一つであったと考えられる。明治 36 (1903) 年には、前述の旧村名ごとに漁業組合が成立している。勿論、これは制度として成立したということであって、実際には漁業仲間による組合はすでに存在していたとみられている。明治 36 (1903) 年設立の近隣の漁業組合は、次の表 1 で示す通りである。史料の制約から、表中では、明治 41 (1908) 年と大正 11 (1922) 年当時の組合員数を掲げている。

表1 太海村の漁業組合一覧

(単位：人)

組合名称	地区(大字名)	設立認可日	員数(明治41年)	員数(大正11年)
浜波太漁業組合	太海村浜波太	明治36・6・10	99	104
岡波太漁業組合	同 岡波太	明治36・6・13	135	145
吉 浦漁業組合	同 吉 浦	明治36・4・10	72	75
太夫崎漁業組合	同 太夫崎	明治36・5・ 8	48	45
天 面漁業組合	同 天 面	明治36・4・ 9	100	106
計			454	475

参考 「産第八五三号 証明書(写)」(中央水産研究所「浜波太漁業組合文書」目録番号76)
『千葉県水産組合連合会報』第7号 千葉県水産組合連合会
『千葉県安房郡誌』302頁(千葉県安房郡教育会 1926年)

さて、「鈴木祐司家文書」34点を分類すると、時代的には、江戸期の文書29点(85%)、明治期の文書5点(15%)の二つに分類される。江戸期の文書29点については、その役割によってさらに細分化し説明を加えることにした。それらは、村政・村況が11点、訴訟関係が3点、難船関係が7点、金融に関わるもの8点になる。明治期の史料はそのまま5点として分類した。

全文書34点のうち、江戸期に作成された文書は全て村方文書であった。また、江戸期における名主文書も含まれていたが、鈴木家が名主を務めたという記録はない。組頭を務めたことは史料中にみえる。

ところで、2004年12月10日、鴨川市漁業協同組合太海支所において、鈴木家と関係の深い古老5名からの聞き取り調査を実施したところ、「残されていた文書は祐司氏が収集したもの」というお話を伺うことができた。明治のはじめ、親戚の鈴木七郎治氏(浜波太区長とある、「浜波太漁業組合文書」目録番号11-3)が所持していた文書が祐司氏に渡ったのではないかという。鈴木七郎治氏については、「浜波太漁業組合文書」(目録番号10-6、10-16、11-3、11-4、13-4、16)にその名がみえる。

鈴木祐司氏は、明治13(1880)年、鉄五郎氏の長男として生まれた。後節で紹介する史料(目録番号26、27)の中にみえる鈴木山治氏は祐司氏の祖父にあたる。鈴木山治氏

は、浜波太村副戸長（目録番号 26）として、また、浜波太村議会副議長（「浜波太漁業組合文書」目録番号 11-2）としてその名がみえる人物である。

なお、鈴木祐司氏は昭和 12（1937）年頃、浜波太漁業協同組合に理事として勤めている（『千葉県の歴史 資料編』近現代 8 564 頁）。また、昭和 19 年 7 月～昭和 21 年 11 月までの間は太海村長としてその名を連ねている（『鴨川市史』通史編 960 頁）。祐司氏がこのように漁業組合や村役場に関係していたこともあるって、氏所蔵の文書が当研究所へ寄贈されることになったものと推察される。

1 近世

（1）村政・村況

全文書中、江戸期の村政・村況として分類される文書は次の 11 点である。

天明 8（1788）年 2 月「譲渡申證文之事」（目録番号 3）、天保 6（1835）年 3 月「午御年貢皆済目録」（目録番号 7）、天保 10（1839）年 3 月「乍恐以書付奉願上候」（目録番号 8）、天保 5（1834）年 12 月「差上申御極印證文之事」（目録番号 6-1）、天保 5 年 12 月「海上働く船 一艘」（目録番号 6-2）、天保 4 年 11 月「差上申一札之事」（目録番号 5）などがある。また、無年号ではあるが、「譲渡畠證文之事」（目録番号 21）、「田 書上」（目録番号 22）、「道路図」（目録番号 23）、「覚（受取書）」（目録番号 19-1、19-2）なども残っている。

江戸時代の浜波太は安房国長狭郡に属し、江戸初期の『正保郷帳』には波太村なみとむらと記されている。『安房郡誌』によると、江戸初期までは岡波太村とともに一村であったが、元和 4（1618）年になって二村に分村したという。地理的にみると、浜波太は海辺に、岡波太は浜の奥に広がる山辺の村である。

元来、浜波太村と岡波太村とは一村であったこともあり、漁業が盛んな村としての結びつきは強かったと思われる。史料中にも両村がセットでしばしば登場するが、年貢、諸役の負担などは分離、独立していた。また、近世を通じ代々浦請負人を務めた平野家が占有する蓬島（仁右衛門島）もこの浜波太村に属していた。平野家は頼朝伝説をまもり、代々の当主が仁右衛門を名乗る家であった。この平野家と村人との関係も浜波太村の特色の一つとなっている。

江戸期における浜波太村の支配は、寛永 10（1633）年～宝暦元（1751）年 10 月の改易まで勝浦藩植村氏の支配であった。植村氏は、はじめ旗本として入封したが、その後藩主に取り立てられている。『元禄郷帳』では高 48 石余、『元文村高帳』では高 56 石余、内海高 30 石余となっている。植村氏改易（宝暦元年）の後、一時的に幕領（代官吉田源之助）となったが、翌宝暦 2（1752）年 4 月からは岩槻藩大岡氏の支配となり、その状態は明治元（1868）年まで続いた。徳川慶喜の静岡入居（謹慎）にともない、同年、遠江横渚藩西尾忠篤氏が当地に移封され、花房藩（石高 3 万 5 千石）が成立し、廃藩置県まで同藩の支配下におかれた（『寛政重修諸家譜』、『旧高旧領取調帳』）。

村高について参考文献には次のように記されている。

『元禄郷帳』には48石余、寛政5（1793）年『村鑑明細帳』では56石余（「川上家文書」鴨川市立郷土資料館所蔵）、『天保郷帳』によると56石余、『旧高旧領取調帳』には56石余、天保13（1842）年12月「海岸御用書上帳」（中央水産研究所「浜波太漁業組合文書」目録番号4）にも56石余、内海石32石とある。

ところが、文化7（1810）年「巳年割付帳」（中央水産研究所「浜波太漁業組合文書」目録番号3）と『元禄郷帳』には村高48石余と記され、他は56石余と石高表示に相違のある点が注目される。この村高の相違は、おそらく支配関係によるものと推測されるが明確ではない。海高の設定（海石32石は一定）とともに興味深い問題である。また、江戸時代を通じて平野家が占有した仁右衛門島は無高であった。

次に、この村の支配関係が最もよく分かる年貢皆済目録を以下に紹介しておこう。村高56石余、海高錢永4貫250文となっている点が注目される。

天保六（1835）年未三月「午御年貢皆済目録」（目録番号7）

一 高五十六石六斗八升三合六夕	安房国長狭郡 浜波太村
一 永三貫三百四文六斗	本途新田
一 永四貫二百五十文	海高錢
一 永二百二十六文六斗	口永
一 永七貫文	着買留役
一 永五百文	押送船役
一 永四貫九百五十文	磯根鮑運上
一 永二貫百二十五文	酒役
一 永五百文	八手網翻役
一 永一貫文	
外十四貫八百文去ル亥御用捨引	
一 米1石5升	山役米
一 永六十文二斗	口米石代
此米三升	

此斗立三升二合

米壱石五升

合 此斗立一石一斗二升

永二十八貫三百九十六文四斗

(以下略)

但 御張紙直段三両増
三十五石ニ付四十四両替

この文書は名主の家に保管されていたものと思われるが、このような性格の文書が鈴木家に伝わった理由については前述した通りである。

諸役に関しては、元和年間（1615～1624）、^{ながとむら}波太村が浜波太と岡波太に分村された際、上記海高が浜波太村に組み込まれたため、浜波太村が船役永を上納することになった。従って、両村の前海（地先漁場）の漁業権は浜波太村に付与された。その結果、岡波太村は前海漁場を持つことができなかった。そこで岡波太村の漁民は浜波太村名主に運上金を支払い漁場を使用していたが、両村の間には争論が繰り返された（目録番号 4-1、4-2、20）。

「海岸御用書上帳」（中央水産研究所「浜波太漁業組合文書」目録番号 4）には、海境などが記され村の様子が大略把握できる。「天面村海境より貝渚村海境迄 海岸渚サ通り二十四町拾間程（中略）居村出先より壹町程沖深四撮拾町程沖深二十二尋壹里程沖深八拾尋、当村より江戸へ海上凡三拾七里陸地凡三拾六里」などと、浜波太村の海付村としての性格をよく伝えている。また、浜波太村の前海漁場の範囲についても史料が残されている。寛政 5（1793）年「村鑑明細帳」（鴨川市立郷土資料館「川上家文書」）によると、「海境東者茱萸嶋より波間嶋・海鹿嶋見通、西者村境水流より三岩見通ニ御座候、三岩之儀者天面村与入相（入会）ニ御座候」とあって、東は隣の磯村との間に点在する嶋を結んで境を決めてあり、西は「天面村と入会」とある。

前述の「海岸御用書上帳」は、浜波太村名主が作成し伝存したものであろう。高 56 石余、内 32 石海高、家数 87 軒、人数 483 人、船数 65 艘と記されている。浜波太村が漁業中心の村であったことがよく窺われる史料である。

この書上帳の記載から村に賦課された運上金の内容が分かる。このうち、磯根鮑運上（永四貫九百五拾文）と八手網鰯役（永拾九貫八百文）は、平野仁右衛門家が負担することになっていた。平野家は、寛文年間（1661～1673）から幕末に至るまで、浜波太村の漁場（浦）を領主から請負う「浦請負人」であり、村内では別格の家格を有していたとされる（『千葉県地域史料現状記録調査報告書第四集』鴨川市平野仁右衛門家文書 1998 年、『近世漁業社会構造の研究』後藤雅知 山川出版社 2001 年）。それゆえに、名主役を務めた形跡はないが、「浦請負人」としてしばしば史料中にその名が現れる。同報告書によれば、平野家の漁場・漁業に対する特権意識は近代に入ってもなお引継がれ漁業争論の因ともなった。

宝暦元（1751）年、勝浦藩植村氏が改易となり、岩槻藩（大岡氏）に替わったが、平野家は浦請負人としての地位を継続している。明治元（1868）年、領主が岩槻藩から花房藩に替わると、平野家と浜波太村の間で漁場争論が起きた。しかし、この時にも平野家は浦請負人の地位を堅持したのである。村人との和解が成立したのは、後年の昭和14（1939）年のことである（享保八年卯二月十六日「年々運上金請取通帳」平野家文書49『千葉県の歴史 資料編』近世2 48頁、同書近現代8 567頁）。

（2）岡波太村・浜波太村の争論（訴訟関係）

奉行所や評定所宛の訴訟に関する文書3点（目録番号4-1、4-2、20）が残存する。漁民にとって地先の海の活用は死活に関わる重大な問題であったから、浜波太村百姓と岡波太村百姓との漁場争論は繰り返し発生した。

まず、天明8（1788）年甲8月、浜波太村の百姓が岡波太村を「地曳網鰐網船役錢差出不申候出入」として訴えた史料がある。御奉行所に差出された訴状「差出願書」（岸上鑑吉編『安房郡水産沿革史』89号）によると、「(略)此度漁舟相企候砌、何レ私共村方へ相談可及処、一向掛合モ無御座漁業致候、右體海面自由ニ被致候而ハ海高所持仕候、海辺御用等相勤候村方難相立甚難儀至極ニ奉存候、隣村ヨリ我儘被致浜法不相立候而者、惣百姓必至ト難儀仕候、何卒御慈悲以相手ノ者共被為召出、先例ノ通役錢差出候カ、又者漁業御差留被為仰付被下置候ハバ、浦並之通浜法相立漁場モ手広相成惣百姓広大之御恵ト難有仕合奉存候以上」とあり、同9月2日、幕府評定所において両者が対決すべき旨の奥書がある。全文は長いので要約すると、「地先の前海は古来より浜波太村の漁場と決まっていた。従って岡波太村百姓が漁業を行う際には、役錢（舟役錢）を浜波太村に支払うことになっていた。此度はこれを納めないばかりか掛け合いにもやって来ない、地曳網鰐網など勝手に操業している。これでは海高所持の当村方としては海辺御用が成り立たない。それゆえに、御上から岡波太村百姓に、役錢の支払いを仰付けるか、または、漁業停止の仰（命令）を下し置かれますように」というものであった。この争論は同年12月、幕府評定所の裁許が下り一応は収まったが、翌寛政元（1789）年6月、今度は、岡波太村が浜波太村を訴え出した。その訴の内容は「船役永ハ両村船數江割合差出可申処、岡波太村江計、割合差出候様申懸、其上金左衛門所持之鰐網差留メ、鰐網西方海入会不相成旨申之為相勧不申、旁難義仕候趣、又兵衛申立、」というものであった。つまり、浜波太村が前回12月の裁許の取り決めを守らないというものであった。これに対し、再度幕府の吟味が行われ8月に内済したという内済証文（目録番号9-1）が残されている。

その内済の具体的な内容は、「船役永之儀ハ、双方立合両村船數相改、船之大小ニ応し甲乙無之様明白ニ割合致、浜波太村長兵衛方江相渡、同人⁶請取書取之、(略)金左衛門所持之鰐網並西方海入会鰐網漁業差留メ候義ハ、決而無之旨浜波太村長兵衛申之候上ハ、弥此上共相互漁業ニ決而不差障、漁業入会ニ而無故障相勧候議定ニ而、双方納得之上聊無申分、右出入和融内済仕、(略)然上ハ右一件ニ付、双方⁶重而御願筋無御座候、依之為後証一同連印之済口証文差上申処如件」と、岡波太村が役錢（船役永）を支払うというもので、基本的には浜波太村の主張通り一件落着の様子が伝わってくる。

この後、再度、岡波太村側が出訴した史料が残されている。年未詳だが、この史料（岡波太村訴状）も残存している（目録番号20）。これら岡・浜争論に関する史料は、『千葉

県の歴史 資料編』近世2(161、162頁)、『千葉県地域史料現状記録調査報告書第四集』鴨川市平野仁右衛門家文書(112頁)でも紹介している。

年未詳 「乍恐以書付奉申上候(岡波太村対浜波太村漁場争論につき岡波太村訴状)」(目録番号20)

乍恐以書付奉申上候

与四右衛門賄算司認

- 一、竹垣三右衛門御支配所、安房国長狭郡岡波太村惣百姓代名主与頭百姓代奉申上候、当村之義者、元来惣名波太村与唱、高三百二十五石余之一村ニ而有之候所、元和四
(1618)午ノ年、右高之内 武百七拾七石式
斗三升六合九勺 岡波太村ト、残リ三十二石海高 十六石式斗壱合田畠 高合四十八石式斗壱升壱合、此分浜波太与分村御私領渡リニ相成、
當時大岡主繕正様御領分ニ御座候、然共御水帳之義者、元村故私共岡波太村ニ所持罷在候、依之、岡掛り専一、嶺岡御牧場御用野付、六十六ヶ村之内二重役相務申候、
捕駒勢子人足、病馬番人、死馬片付人足、父馬御放シ人足、母馬捕勢子人足、父馬搾入人足、茨刈払人足、御捕駒番人足、土手垣破損人足、返路造作人足、八町御陣屋
水夫人足、御出役様方御越し之節持歩人足、御回状継送人足、右之通、年中悉ク諸人足相勤申候得共、此内捕駒人足而已百石三人之積を以、浜波太ヨリモ差出シ外人足
者皆以岡ニ而相務申候、尚又、臨時入用錢之義是逆モ浜波太村ニ而一切差出し不申候、此外陸掛リ御用筋皆以岡波太村ニ而取計ひ相勤申候、
- 一、田畠之義、畔雜ニ而家居モ間々入会ニ有之候、尤浜波太之義、海石多、田畠少ク、御座候故岡波太村へ入作農業多分ニ御座候、(略) 然処、近來漁業渡世繁盛ニ相成
候ニ付、浜波太之者共、古来之本義を忘れ隔心ケ間敷私欲ニ拘り岡波太之漁船へ舟役永差出候様ニ新規ニ申付候間、岡船持共申候者、古来より岡浜熟談ニ而運上之外不差
出、舟役永難差出旨申候処、浜波太之者共及出訴、天明八年申年彼是論争仕、既ニ蒙御裁許候、(略)
- 一、地曳網漁魚取揚候節、岡浜商人中立会之上於其場所ニ壳捌候義者、岡浜方ニ配分いたし來候所、此度、浜波太より申來候者、向後岡商人中へハ取揚候魚配分不相成趣不顕
非法之仕業此段難心得奉存候、(略)
- 一、岡波太持浦地曳場之義、先年より当村塩焼稼いたし候場所ニ而、此永小物成御高入之内 水二百二十八文外
ニ永百十七文三分 者、塩焼御高之外二口合永三百二十一文三分年々御割付表ニ而御上
納仕来申候、九十年以前房総津浪之節より塩焼場変地ニ相成、凡四十五町程皆入海ニ相成、當時地曳漁場ニ相成申候、依之何卒御慈悲を以右塩焼上納永之分海石ニ御結
ひ被下置度奉願上候、
- 一、岡波太村之義、海石無御座候得共、御水帳所持仕、浜波太之分、峰岡御牧御用臨時諸入用迄賄差出申処明白ニ御座候、(略)
- 一、浜波太之義、分村ニ而呑井壁土等も無之、岡波太より助合無故障差遣し申候、
前条之趣、逸々聞召被訛、変地塩焼之場所御上納、永之分今般海石ニ御結ひ被下置候様、西方いわし網入漁業之儀、是者其村々江掛合漁業ニ応し三口運上浜法之通り差出申
度左候得共、浜波太百姓名目借用之義相止申度奉願上候、舟役永之義、四貫二百五十文、岡浜舟数増減ニ依而割合差出し候度、且御裁許御文言通、正路ニ仕度奉願上候、並

地曳魚漁壳買之義、浜岡二つ割ニ仕売候様奉願上候、左候へ者古來之通、岡浜睦敷相互ニ家業相成双村平安ニ治広太之御慈悲と難有仕合ニ奉存候 以上

竹垣三右衛門様御支配所
安房国長さ郡岡波太村
出訴人 名主 四郎右衛門判
与頭
百姓代

御裁許御文言相破り
自由ニ舟役受取為出
仕来之壳買被差止候出入
議定達ひ仕来壳買被差止候出入
御奉行所
是を計代として段々加筆、分段を取調ひ可然事ニ候

この史料は下書きとして作られたものと思われる。その後の史料が所蔵されていないので、争論の経緯は不明である。しかし、この訴状（目録番号 20）には、岡波太村と浜波太村が分村した事情や、漁場争論を繰り返す理由などが記されているので村の様子を把握する好史料になる。訴状によると、「元々は岡波太村と浜波太村は波太村と称する一村であったが、元和 4（1618）年に分村したこと、波太村の御水帳は一部しかなくそれは岡波太村が所持していること。峯岡牧御用など陸掛り御用筋は人足掛り入用まで岡波太村側で務めたこと。分村に際しては、海石 32 石を浜波太村が所持したので地先海の漁場は浜波太村が差配したこと、前回御裁許の通り正路に仕りたく等々」と岡波太村側の主張が繰り返し述べられている。断簡（目録番号 4-2）も残存しているが詳細については明らかになっていない。

（3）難船関係

本史料中に、浜波太村の役人に宛てた難船関係の文書が 7 点含まれていたことも、「鈴木祐司家文書」の特色の一つとなっている。

天保十五（1844）年十二月十六日「差入申一札之事」（目録番号 10）、嘉永四（1851）年十月五日「差入申一札之事」（目録番号 12）、嘉永五年八月十一日「口書一札之事」（目録番号 14）、安政四（1857）年六月十八日「引取申一札之事」（目録番号 18）などが残存している。これらは、すべて海難関係であるが、文書の目的（内容）が全部同じという訳ではない。船荷の陸揚げ関係、口書、溺死引取り関係文書と多様である。

ところで、船舶が航海中や碇泊中に受ける海上の事故を表す文言には、難破、難船、破船、浸水（水船）、沈船（沈没）、衝突、打揚、船火事、遭難、行方不明、漂流などがあ

る。古来、海での事故は常に予想されるものであり、海上交通にはつき物であった。海難は逃れられないものとして捉えられていた。経済の発達、特に商品や年貢米など流通経済が大いに進展した近世社会においては、大量に、迅速に運搬できる海上輸送が大いに進歩した時期でもあった。徳川政権下では海難保護政策がとられた。「救出した荷物の内、浮荷物には二十分の一、沈荷物には十分の一の救助手数料を与える。さらに、救助処理の顛末を報告する。また、難船中に打荷（捨荷）したとする船が入港したときには、その実否を明らかにし残存荷物についての浦証文（海難証明書）を作成する」とした。また、その浜を管轄する代官、奉行はこれらの監督を命じられていた。この一方で、海難に事寄せた乗組員と漁民との共謀による不法行為が行われたこともあった。それゆえに、こういったことに対する取締まりや抜荷を防ぐために役人に監督させたのである。しかし、多くの場合、海難救助は村民一同によって実直に処理されたとみられている。

また、運送屋としての船頭は、海難によって荷物を失った場合でも、それが、不可抗力であったという証明がない場合は、その責任を負わされた。航海中に天候が急変した場合、転覆を防ぐために浸水した海水を汲み出したり、打荷をして船足を軽くするなど、沈没を防ぐ方法をとる場合があった。このような打荷があった場合は最寄の湊で検証を受けた上で、浦証文の交付を請けて荷主と船頭とで海損の処理をしなければならなかった（『国史大辞典』吉川弘文館、『日本史大事典』平凡社）。

次に示す難船史料（目録番号1、2）は荷物が無事陸揚げされたことを報告しているものである。

天保拾五（1834）年十二月十六日「差入申一札之事、一今般船持久兵衛下リ荷物品々を積入一昨十三日御村湊江入津仕昨十四日俄ニ西風大風雨高波立ニ相成リ船難凌候ニ付、其御村御役人衆江御願申上候處早束大勢之人足ニ而積荷物陸上被成下難有仕合奉存候、然ル処上陸之分一切紛失無御座候、右荷物之儀無相違慥ニ請取申候処依而一札如件、天保十五年 辰十二月十六日 船主 久兵衛印、親類代 甚兵衛印、組合 吉蔵印、余瀬町組頭 清兵衛印 浜波太村 御役人衆中様」（目録番号10）。

嘉永四（1851）年十月五日「差入申一札之事、今般私義平助船名目ヲ以押送リ渡世仕、村内ニおいて艤節八拾參樽其外品々積合、当月朔日七ツ時出帆仕候得共、風雨ニ付同日夕方其御村鳴湊江船懸居候処、翌二日明六ツ時頃、俄ニ辰巳風大風雨高波立ニ相成、（略） 積荷物之義ハ荷船之伝、高波惡汐行ニ而流出し御村海岸之内岡波太村居下江流寄、及破船候ニ付早速御村役人衆先立、人足御連れ、御極印三ヶ所並浦賀御印鑑乱海具等ニ至迄、陸上被成下候得共、積荷物之義者不残海中捨リニ相成、尤ひじき少々上陸仕、波静ニ相成候而其御村人足海岸ヲ御尋被下候得共、高波惡汐行ニ而、一切見當不申、然ル処破船之趣、御領主様御役場江御訴ニ相成候而ハ、被為聞候得共、右一件御訴ニ相成候而ハ、荷主船主共、難渋至極ニ奉存候ニ付、此段無事船ニ御取斗ひ被成下度段願上候処、格別之以御勘弁、上陸荷物乱海具等ニ至迄、今五日、左之通御引渡被下、慥ニ請取難有仕合ニ奉存候、依之、荷主船主ハ勿論自今以後、一言之申分無御座候、為後日引取申一札差入申処如件、（略） 右之通陸上ケ荷物乱海具船具ニ至迄御改被下今五日右品不残慥ニ請取申候処相違無御座候以上、嘉永四亥年十月五日 浜荻村 船主八郎左衛門印、他4名（略）」（目録番号12）

「口書一札之事」と標題された「口書」（目録番号 13、14）が残されている。^{くちがき}口書とは、江戸時代に法廷で当事者の申し立てを筆記した供述書である。百姓町人に限つていうもので、誤りがないことを承認した意味で爪印を押した。これに対し、武士や寺社関係の場合は口上書と言った。以下に紹介しておこう。

嘉永五（1852）年八月十一日「口書一札之事、私共水主五人乗外増水主式人都合七人乗ニ而長狭郡前原町ニおいて、塩惣た志ほ鯖六十三樽、干あし六拾籠、商人荷物積入当九日同所出航、其御村嶋湊江入津、船懸り居候処、（略） 尤浦賀御切手御尋ニ預リ候處船頭首ニ掛大切ニ取持上沙汰仕 御極印三ヶ所乱海具共御引揚ケ御取締被成下忝奉存候、依之積荷物之義ハ不残海中捨リニ相成候、御尋ニ付前書之通り相違無御座候、仍御口書一札如件、嘉永五子年八月十一日 同国朝夷郡白島津村 船主 直船頭 勘十郎（爪印）、長狭郡磯村 宿 伝次郎^印、浜波太村御役人衆中」（目録番号 14）

安政四（1857）年六月十八日「引取申一札之事」（目録番号 18）は山本徳次郎船に水主として雇われ鰯漁に出た長七が遭難し、溺死した際に作成されたものである。この文書は、溺死人受取一件を記した浦証文である。天津村の親類代表長八が死骸を引き取ったものである。この時の嵐（安政四年）で、鰯漁に出た平七船も破船したという文書（目録番号 17）が本文書中に残されている。銚子飯沼村の船主平七は、10人の水主のうち2人が溺死と判明し、浜波太村前海に漂着した死骸と船の引取りにきている。残り8人の水主の生死は不明となっている。そこでは、死骸と空船と少しの漂流物を引取っている状況が窺われる。引取り物は、「小漁船一艘（但し、空船）、櫓式挺、身縄一房、帆切々一さがり、柱一本、其外諸道具一切無御座候」とあり、難風の凄まじさを語っている。

（4）金融

ここでは、金銭の出入、借金、質入、売買、手形などの貸借関係のあるものは全て金融として整理した。

正徳二（1712）年十一月「畑質物手形之事」（目録番号 1）、享保八（1723）年九月十二日「譲り申畑証文之事」（目録番号 2）、天保十二（1841）年五月「相渡申質地手形之事」（目録番号 9）、嘉永二（1849）年二月「奉公人請状之事」（目録番号 11）、安政三（1856）年八月「差上申一札之事」（目録番号 15-2）、嘉永六（1853）年四月「差上申一札之事」（目録番号 15-1）、安政六（1859）年極月「差上申一札之事」（目録番号 15-3）、午ノ七月「覚」（目録番号 19-3）などの8点である。次の史料は畑の売券ともいいうもので、大浪で家を失った同村の庄五郎へ畑を七両二分で譲ったものである。売買契約には、売主藤重郎の他に、請人1人、証人3人が署名している。

享保八（1723）年卯ノ九月十二日（目録番号 2）

譲り申畠證文之事

一 屋舗添之畠六間四方之所譲り申所紛無御座候、為礼金新金七両二分只今不残被下慥ニ請取申候、此畠之儀ハ今度大浪ニ而庄五郎殿屋敷打くずし居屋敷無之付、村御役人中御相談之上譲り申候、然ル上ハ子々孫々ニ至迄少も違乱申間敷候、為後日證文仍而如件

享保八年卯ノ

九月十二日

地主 藤重郎

請人 善五郎

証人 善右衛門

同 又左衛門

同名主 長兵衛

庄五郎殿

2 近代（明治期以後の村政その他）

明治初期の史料 4 点と封筒をこの項目に入れた。文書作成日付の最も新しいものが、明治 9 年となっている。明治の初め、現在ではその称がない木更津県との遣り取りが文書中にみえる。所蔵の文書は次の通りである。明治六（1873）年三月十四日「押送船取調書上帳鑑札御引替願」（目録番号 24）、明治六年六月「御受書」（目録番号 25）、明治六年六月「長狭郡浜波太村副戸長辞令」（目録番号 26）、明治九（1876）年十二月十八日「賞状」（目録番号 21）などがある。

さて、明治 4（1871）年 7 月、廃藩置県が施行され、東京、大阪、京都の 3 府と 302 県が成立した。この時点で旧藩主の藩知事は家禄と華族の身分を保障され東京へ移った。この制度は、諸藩の年貢が政府の手に移ったことを示すものであったが、同時に藩の負債も政府が肩代わりするものであった。ところが、同年 11 月 13 日には改置府県と呼ばれる府県の統廃合が行われ、3 府 72 県となった。木更津県は、上総国の宮谷、鶴舞、久留里、鶴牧、一宮、桜井、松尾、菊間、飯野、大多喜、佐貫、小久保の 12 県、そして安房国の館山、加知山、長尾、花房の 4 県合わせて 16 県を統合して 11 月 13 日に設置された県である。県庁は木更津に置かれ、権令に柴原和が任せられた。柴原和は、元滝野藩士で、はじめ、宮谷県権知事になった人物である。明治 6 年 6 月 15 日には、木更津、印旛の両県が合併して千葉県となっている。

次の史料に注目したい。明治六（1873）年六月「長狭郡浜波太村副戸長辞令」（目録番号 26）には、「鈴木山治 第二十三区長狭郡浜波太村副戸長申付候事 明治六年六月 木更津縣」とある。また、明治六年三月十四日「押送船取調書上帳鑑札御引替願」（目録番号 24）によると、「押送船取調書上帳鑑札御引替願 第二十三区一画 安房国長狭郡浜波

太村 船主 鈴木山治 一 石尊丸 押送船東京府御鑑札所持」とある。

上記、2点の文書中にみえる鈴木山治は、文書の寄贈者鈴木祐司氏の祖父である。明治6（1873）年には、第二十三区長狭郡浜波太村副戸長を拝命している。押送船も所持していたことが分かる。明治13（1880）年には村議会の副議長としてみえる（「浜波太漁業組合文書」11-2）。いずれも明治初期に作られた文書である。

（文責 鈴木江津子）